

三重短期大学有識者懇話会設置要綱

平成18年1月1日

(設置)

第1条 本学の運営に関し広く学外の意見を聴き、もって地域社会との連携を推進するために、本学に、学長の諮問機関として、三重短期大学有識者懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

2 懇話会は委員10名以内で構成し、委員は、本学の職員以外の者で、本学の目的を理解し、かつ、大学に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、学長が選考し、委嘱する。

3 学長は、前項の委員の選考に際して、教授会の意見を聴く者とする。

(任期)

第2条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第4条 懇話会は、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対して提言又は助言を行うものとする。

(1) 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項

(2) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する重要事項

(3) 本学と地域との連携を推進するための重要事項

(4) その他本学の運営に関する重要事項

2 学長は、前項の諮問事項に関し、あらかじめ教授会の意見を聴くものとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(参考人)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。